

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和8年3月5日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2500503号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2500067号

第1 結論

1 請求者のA社における請求期間①のうち、昭和55年4月1日から同年10月1日までの期間、同年11月1日から昭和56年1月1日までの期間、同年2月1日から昭和57年3月1日までの期間、同年4月1日から昭和60年3月1日までの期間、同年4月1日から昭和64年1月1日までの期間、平成元年2月1日から同年3月1日までの期間、同年12月1日から平成2年2月1日までの期間、同年3月1日から同年4月1日までの期間、同年5月1日から同年8月1日までの期間及び同年9月1日から平成3年11月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第2欄に掲げる標準報酬月額から第6欄に掲げる標準報酬月額とする。

昭和55年4月から同年9月まで、同年11月、同年12月、昭和56年2月から昭和57年2月まで、同年4月から昭和60年2月まで、同年4月から昭和63年12月まで、平成元年2月、同年12月、平成2年1月、同年3月、同年5月から同年7月まで及び同年9月から平成3年10月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和55年4月から同年9月まで、同年11月、同年12月、昭和56年2月から昭和57年2月まで、同年4月から昭和60年2月まで、同年4月から昭和63年12月まで、平成元年2月、同年12月、平成2年1月、同年3月、同年5月から同年7月まで及び同年9月から平成3年10月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(別表の第2欄に掲げる訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA社における請求期間①のうち、昭和59年10月1日から昭和60年3月1日までの期間、同年4月1日から同年6月1日までの期間、同年10月1日から昭和63年6月1日までの期間、同年9月1日から昭和64年1月1日までの期間、平成2年10月1日から同年11月1日までの期間及び平成3年10月1日から同年11月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第6欄に掲げる標準報酬月額から第7欄に掲げる標準報酬月額とする。

昭和59年10月から昭和60年2月まで、同年4月、同年5月、同年10月から昭和63年5月まで、同年9月から同年12月まで、平成2年10月及び平成3年10月の訂正後の標準報酬月額(別表の第6欄に掲げる訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 54 年 3 月 23 日から平成 14 年 4 月 1 日まで
② 平成 14 年 5 月 1 日から同年 8 月 2 日まで

請求期間について、A社で厚生年金保険に加入し、給与支給額に見合う厚生年金保険料を給与から控除されていたが、標準報酬月額記録が実際の給与支給額より低額になっている。前回の訂正請求で提出した平成 14 年 4 月分の給与明細書のほかに新たに見つかった給与明細書を提出するので、給与支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①のうち、昭和 55 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間、同年 11 月 1 日から昭和 56 年 1 月 1 日までの期間、同年 2 月 1 日から昭和 57 年 3 月 1 日までの期間、同年 4 月 1 日から昭和 60 年 3 月 1 日までの期間、同年 4 月 1 日から昭和 64 年 1 月 1 日までの期間、平成元年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日までの期間、同年 12 月 1 日から平成 2 年 2 月 1 日までの期間、同年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間、同年 5 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間及び同年 9 月 1 日から平成 3 年 11 月 1 日までの期間について、請求者から提出された給与明細書により、別表の第 3 欄、第 4 欄及び第 5 欄に掲げるとおり、当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）又は報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれも同表の第 2 欄に掲げるオンライン記録の標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除をしていたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額若しくは報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、昭和 55 年 4 月から同年 9 月まで、同年 11 月、同年 12 月、昭和 56 年 2 月から昭和 57 年 2 月まで、同年 4 月から昭和 60 年 2 月まで、同年 4 月から昭和 63 年 12 月まで、平成元年 2 月、同年 12 月、平成 2 年 1 月、同年 3 月、同年 5 月から同年 7 月まで及び同年 9 月から平成 3 年 10 月までの標準報酬月額については、給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額又は本来の報酬月額若しくは報酬月額から、別表の第 1 欄に掲げる月ごとに、同表の第 2 欄に掲げる額から同表の第 6 欄に掲げる額に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社（以下「請求対象事業所」という。）は既に解散し、事業主は亡くなっているため、報酬月額の届出及び厚生年金保険料の納付について回答を得られないが、給与明細書において確認

できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、社会保険事務所は、請求者の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間①のうち、昭和 59 年 10 月 1 日から昭和 60 年 3 月 1 日までの期間、同年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間、同年 10 月 1 日から昭和 63 年 6 月 1 日までの期間、同年 9 月 1 日から昭和 64 年 1 月 1 日までの期間、平成 2 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間及び平成 3 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間について、請求者から提出された給与明細書により、別表の第 3 欄及び第 6 欄に掲げるとおり、本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、厚生年金特例法による記録訂正後の標準報酬月額を超えていることが認められる。

したがって、昭和 59 年 10 月から昭和 60 年 2 月まで、同年 4 月、同年 5 月、同年 10 月から昭和 63 年 5 月まで、同年 9 月から同年 12 月まで、平成 2 年 10 月及び平成 3 年 10 月の標準報酬月額については、給与明細書により確認できる本来の報酬月額から、別表の第 1 欄に掲げる月ごとに、同表の第 6 欄に掲げる額から同表の第 7 欄に掲げる額に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（別表の第 6 欄に掲げる訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間①のうち、昭和 55 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間について、請求者から提出された給与明細書により、請求者の当該期間に係る報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えていることが確認できるものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による標準報酬月額の訂正は認められない。

また、請求期間①のうち、昭和 54 年 3 月 23 日から昭和 55 年 4 月 1 日までの期間、昭和 56 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までの期間、昭和 57 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間、昭和 60 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間、昭和 64 年 1 月 1 日から平成元年 2 月 1 日までの期間、同年 3 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間、平成 2 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日までの期間、同年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間、同年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間、平成 3 年 11 月 1 日から平成 14 年 4 月 1 日までの期間及び請求期間②について、前述のとおり、請求対象事業所は既に解散し、事業主は亡くなっているため、賃金台帳、源泉徴収簿等の資料を得ることができない上、請求者も当該期間に係る給与明細書等の資料を保管していないことから、給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認又は推認することができない。

さらに、請求者は、請求期間当時の住所は B 町（現在は、C 市）であった旨陳述しているところ、C 市は、保存期限経過のため、請求期間当時の社会保険料等の金額が記載された住民税の資料は提出できない旨回答している。

加えて、請求対象事業所の複数の元取締役は、請求者の賃金台帳、源泉徴収簿等の資料はな

く、同事業所には税理士法人が関与していた旨陳述しているところ、当該税理士法人は、同事業所の関連資料はない旨回答している。

このほか、請求者の上記期間に係る厚生年金保険料控除額を確認又は推認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が上記期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

別表

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額(訂正前)	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	(本来の報酬月額が算定できない期間における)報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法(75条本文)訂正後の標準報酬月額
昭和55年4月から同年6月まで	12万6,000円	—	15万円	14万2,000円	14万2,000円	—
昭和55年7月	12万6,000円	—	16万円	14万2,000円	14万2,000円	—
昭和55年8月	12万6,000円	—	15万円	14万2,000円	14万2,000円	—
昭和55年9月	12万6,000円	—	13万4,000円	15万円	13万4,000円	—
昭和55年11月及び同年12月	12万6,000円	—	14万2,000円	15万円	14万2,000円	—
昭和56年2月	12万6,000円	—	16万円	15万円	15万円	—
昭和56年3月	12万6,000円	—	18万円	18万円	18万円	—
昭和56年4月	12万6,000円	—	15万円	18万円	15万円	—
昭和56年5月	12万6,000円	—	16万円	18万円	16万円	—
昭和56年6月	12万6,000円	—	18万円	18万円	18万円	—
昭和56年7月及び同年8月	12万6,000円	—	17万円	18万円	17万円	—
昭和56年9月	12万6,000円	—	20万円	19万円	19万円	—
昭和56年10月	13万4,000円	—	17万円	19万円	17万円	—
昭和56年11月及び同年12月	13万4,000円	—	18万円	19万円	18万円	—
昭和57年1月	13万4,000円	—	16万円	19万円	16万円	—

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額(訂正前)	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	(本来の報酬月額が算定できない期間における)報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法(75条本文)訂正後の標準報酬月額
昭和57年2月	13万4,000円	—	19万円	19万円	19万円	—
昭和57年4月	13万4,000円	—	22万円	19万円	19万円	—
昭和57年5月及び同年6月	13万4,000円	—	16万円	19万円	16万円	—
昭和57年7月	13万4,000円	—	18万円	19万円	18万円	—
昭和57年8月	13万4,000円	—	19万円	19万円	19万円	—
昭和57年9月及び同年10月	13万4,000円	—	18万円	19万円	18万円	—
昭和57年11月	13万4,000円	—	19万円	19万円	19万円	—
昭和57年12月	13万4,000円	—	18万円	19万円	18万円	—
昭和58年1月	13万4,000円	—	19万円	19万円	19万円	—
昭和58年2月	13万4,000円	—	17万円	19万円	17万円	—
昭和58年3月及び同年4月	13万4,000円	—	18万円	19万円	18万円	—
昭和58年5月及び同年6月	13万4,000円	—	17万円	19万円	17万円	—
昭和58年7月	13万4,000円	—	19万円	19万円	19万円	—
昭和58年8月	13万4,000円	—	20万円	19万円	19万円	—
昭和58年9月	13万4,000円	—	18万円	19万円	18万円	—

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額(訂正前)	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	(本来の報酬月額が算定できない期間における)報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法(75条本文)訂正後の標準報酬月額
昭和58年10月及び同年11月	13万4,000円	—	17万円	19万円	17万円	—
昭和58年12月	13万4,000円	—	19万円	19万円	19万円	—
昭和59年1月	13万4,000円	—	17万円	19万円	17万円	—
昭和59年2月	13万4,000円	—	18万円	19万円	18万円	—
昭和59年3月及び同年4月	13万4,000円	—	22万円	19万円	19万円	—
昭和59年5月から同年7月まで	13万4,000円	—	24万円	19万円	19万円	—
昭和59年8月及び同年9月	13万4,000円	—	26万円	19万円	19万円	—
昭和59年10月から昭和60年2月まで	13万4,000円	24万円	—	19万円	19万円	24万円
昭和60年4月及び同年5月	13万4,000円	24万円	—	19万円	19万円	24万円
昭和60年6月及び同年7月	13万4,000円	—	20万円	19万円	19万円	—
昭和60年8月	13万4,000円	—	22万円	19万円	19万円	—
昭和60年9月	13万4,000円	—	24万円	19万円	19万円	—
昭和60年10月から昭和61年9月まで	14万2,000円	20万円	—	19万円	19万円	20万円
昭和61年10月から昭和63年2月まで	14万2,000円	24万円	—	19万円	19万円	24万円
昭和63年3月から同年5月まで	14万2,000円	24万円	—	22万円	22万円	24万円

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額(訂正前)	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	(本来の報酬月額が算定できない期間における)報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法(75条本文)訂正後の標準報酬月額
昭和63年6月	14万2,000円	24万円	—	24万円	24万円	—
昭和63年7月及び同年8月	16万円	24万円	—	24万円	24万円	—
昭和63年9月	16万円	30万円	—	24万円	24万円	30万円
昭和63年10月から同年12月まで	20万円	30万円	—	24万円	24万円	30万円
平成元年2月	20万円	30万円	—	30万円	30万円	—
平成元年12月	20万円	—	30万円	26万円	26万円	—
平成2年1月	20万円	—	24万円	22万円	22万円	—
平成2年3月	20万円	—	30万円	26万円	26万円	—
平成2年5月	20万円	—	28万円	26万円	26万円	—
平成2年6月	20万円	—	24万円	26万円	24万円	—
平成2年7月	20万円	—	28万円	26万円	26万円	—
平成2年9月	20万円	—	26万円	26万円	26万円	—
平成2年10月	20万円	28万円	—	26万円	26万円	28万円
平成2年11月	20万円	—	26万円	26万円	26万円	—
平成2年12月	20万円	—	30万円	26万円	26万円	—
平成3年1月	20万円	—	28万円	26万円	26万円	—
平成3年2月	20万円	—	30万円	26万円	26万円	—
平成3年3月	20万円	—	34万円	28万円	28万円	—
平成3年4月	20万円	—	38万円	28万円	28万円	—
平成3年5月	20万円	—	34万円	28万円	28万円	—
平成3年6月から同年8月まで	20万円	—	28万円	28万円	28万円	—
平成3年9月	20万円	—	32万円	28万円	28万円	—
平成3年10月	20万円	30万円	—	28万円	28万円	30万円